

# 特別交付金（県2号繰入金分）の交付基準見直し

## 2（2）「徴収対策の実施について評価すべき点があること」について

### 見直しの方向性

#### ① 実績評価（11.5億円）

⇒ 収納率目標の達成状況により評価  
※ 「従来ルール」と「見直しルール」を設定

- ・ 実績評価の「従来ルール」による一人当たり交付額は、市町村間の差が最大**9,226円**と大きい。
  - ※ 「見直しルール」の格差は631円
  - ※ 国の保険者努力支援制度（収納率の指標）の格差は469円
- ・ 準統一時の税率は令和5～7年度の収納率により算定されるため、収納率の向上意欲は削がれない。

#### ② 取組評価（1.8億円）

⇒ 収入未済額割合、口座振替の促進など取組を評価

### 見直しの方向性：実績評価を廃止または縮小する

≪メリット≫

- ・ **他の交付メニューや納付金額の抑制に活用できる**  
⇒ 廃止分を1号繰入金（保険給付の財源）に振り替え、県全体の納付金を抑制できる。
- ・ **財政安定化基金（財政調整事業分）の取崩額抑制に寄与する**  
⇒ 令和7年度納付金の減算に活用できる残高は約8.5億円。実績評価分を1号繰入金に振り替えれば、その分取崩額を抑制可能。
- ・ **準統一時の市町村標準保険税率の変動を抑えることができる**  
⇒ 令和9年度に様々な項目が県単位化され、市町村標準保険税率の変動が予想される。現状、実績評価の廃止もその1要素となる。

### 見直し案 令和7年度交付基準から実績評価（11.5億円）を全て廃止し、1号繰入金に移行する

≪見直し案の設定理由≫

- **実績評価のうち「従来ルール」分は1人当たり交付額の差が大きいため前倒しで廃止する**
  - ・ 「従来ルール」による1人当たり交付額1位の市町村と最下位の市町村は、どちらも同じ条件を達成しているにもかかわらず、交付額に大きな差が生じており、公平性の観点から一刻も早く是正すべきである。
- **増加傾向にある1人当たりの納付金額を少しでも抑制する必要性が高い**
  - ・ 令和6年度納付金の算定においては、対前年度伸び率が著しく上昇したため、財政安定化基金（財政調整事業分）を約20.6億円取り崩した。
  - ・ 令和7年度納付金において活用できる残高は約8.5億円となっており、調整財源が限られている。
- **収納率向上のインセンティブは確保されるため、準統一時の税率変動を極力抑制することが望ましい**
  - ・ 取組評価分1.8億円や国の保険者努力支援制度によるインセンティブが存続するほか、準統一後は収納率の差が市町村間の税率の差となるため、実績評価を廃止しても収納率の向上意欲は削がれない。

#### 2号繰入金の額について

実績評価分を1号繰入金に移行することに伴い、2号繰入金の額を以下のとおり変更する。

#### 【変更前】

県繰入金の9分の1に相当する額（当初予算計上額を上限とする）

#### 【変更案】

県繰入金の9分の1に相当する額（当初予算計上額を上限とする）**から1.1億5千万円を控除した額**

## 1（16）「地域差指数が他市町村と比較して低いこと」について

### 現状

#### ① 当初交付

地域差指数が県平均以下の市町村に次のとおり交付する

- ・ 対象市町村を地域差指数の低い順に上位と下位に2等分する
- ・ 被保険者規模別、上位・下位別に設定した交付基準額を交付

#### ② 追加交付

県繰入金の残余额を別に定める基準に応じて配分する

⇒ ①の交付基準額の上位・下位に加えて、県平均以上の市町村の基準額を設定し、各市町村の基準額に応じて按分する

#### 《課題》

- ・ 納付金算定における医療費水準反映係数 $\alpha = 0$ としたことにより、医療費水準が納付金に影響しなくなった。
  - ・ 交付額の大部分が追加交付分となっている。
  - ・ 追加交付の交付対象には地域差指数が県平均以上の市町村も含まれている。
- ※ 交付実績（千円単位）

年度	当初交付額	追加交付額	計
H30	47,200	16,210	63,410
R1	39,700	187,674	227,374
R2	40,100	176,205	216,305
R3	41,600	529,696	571,296
R4	38,800	304,449	343,249

### 見直し案 令和6年度交付基準から①交付基準を見直した上で当初交付総額を増額し、②追加交付は行わない

#### 《交付基準見直し案》

地域差指数が県平均以下の市町村に対し、県が定める交付総額（2～3億円程度）を次の計算式で算出した交付基準点数で按分して交付する

$$\text{（地域差指数の県平均 - 当該市町村の地域差指数）} \times \text{被保険者数}$$

#### 《見直し案の設定理由》

- ・ 令和6年度から $\alpha = 0$ となるため、医療費水準に係るインセンティブを一定規模確保するが望ましい
- ・ 交付基準に被保険者数を加味することで、1人当たり交付額の均衡を図る
- ・ インセンティブとなっていない県平均以上の市町村への追加交付を廃止する

#### 県繰入金の残余额の取扱いについて

県繰入金の残余额の取扱いを以下のとおり変更する。

#### 【変更前】

県繰入金に残余が生じた場合、交付基準1（16）の額を別に定める方法により増額して交付する（追加交付）。

#### 【変更後】

県繰入金に残余が生じた場合、**決算剰余金として翌年度に繰り越した上で、財政安定化基金（財政調整事業分）に積み立てる。**